

## 住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

**何人でも閲覧を請求できるという現行の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築**

### (1) 閲覧することができる場合を限定

- ① 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
- ② 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合
  - ・ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高い（※）と認められるもの
    - ※ 調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されていること等（総務大臣が定める基準）
  - ・ 公共的団体（例：社会福祉協議会等）が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの

等

### (2) 閲覧の手続等の整備

- ・ 閲覧の利用目的、管理の方法、調査研究の成果の取扱い等の明示
- ・ 閲覧した事項を取り扱える者の範囲の明確化
- ・ 目的外利用の禁止・第三者提供の禁止
- ・ 不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令
- ・ 閲覧した者の氏名、利用目的の概要等の公表 等

### (3) 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の強化（過料の引上げ、刑罰規定の新設）

### (4) 施行期日

平成18年11月1日

住民基本台帳法の一部を改正する法律新旧対照条文

○ 住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）

（傍線の部分は改正部分）

目次	改 正 後	改 正 前
第一章～第五章 (略)	第一章～第五章 (略)	第一章～第五章 (略)
第六章 罰則(第四十二条～第五十四条)	第六章 罰則 (第四十二条～第五十二条)	第六章 罚則(第四十二条～第五十四条)
附則	附則	附則
(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	(住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	(住民基本台帳の一部の写しの閲覧)
第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあっては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）の閲覧を請求することができる。	第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあっては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）の閲覧を請求することができる。	第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあっては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）の閲覧を請求することができる。
第五十一条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。	第五十一条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。	第五十一条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。
2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。	2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。	2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。
一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称	一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称	一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

二 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの（次項において「犯罪捜査等のための請求」という。）にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものと除く。）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十二条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者はその指定する者で、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

- 一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施
- 二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公

3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなときは住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

益性が高いと認められるものの実施

三 嘗利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項（以下この条及び第五十一条において「閲覧事項」という。）の利用の目的

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者（以下この条及び第五十一条において「閲覧者」という。）の氏名及び住所

四 閲覧事項の管理の方法

五 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲  
六 前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 個人である申出者は、前項第二号に掲げる利用の目的（以下この条及び第五十一条において「利用目的」という。）を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合は、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。

4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十一条において「個人閲覧事項

「取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

5 | 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する

者のうち当該申出者が指定するもの(以下この条及び第五十一条において「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

6 | 申出者は、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7 | 申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならない。

8 | 市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

9 | 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が本当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ぜることができる。

10 | 市町村長は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写し

しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不适当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。

11 市町村長は、この条の規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができることとする。

12 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第三号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（戸籍の附票の写しの交付）

第二十条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票の写し（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。第五十二条において同じ。）の交付を請求することができる。

2 (略)

（監督命令等）

第二十条の二十二 (略)

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務

（戸籍の附票の写しの交付）

第二十条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票の写し（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。第五十条において同じ。）の交付を請求することができる。

2 (略)

（監督命令等）

第二十条の二十二 (略)

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務

の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずることを指示することができる。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 (略)

第四十六条 第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 (略)

第四十六条 (略)

第四十七条 第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 (略)

第四十六条 第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 (略)

第四十六条 (略)

第四十七条 第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第四十九条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）を含む。以下この項において同じ。の代表者若しくは管理人又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に  
関して第四十四条、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときは、  
その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科す。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第五十条** (略)

**第五十一条** 偽りその他不正の手段により第十二条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、三十万円以下の過料に処する。ただし、第四十六条の規定により刑を科すべきときは、この限りでない。

**第五十二条** 偽りその他不正の手段により、第十二条第一項若しくは第二項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条第一項の住民票の写しの交付を受け、第二十条第一項の戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

**第四十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に關して第四十四条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科す。

**第四十九条** (略)

**第五十条** 偽りその他不正の手段により、第十二条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、第十二条第一項若しくは第二項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条第一項の住民票の写しの交付を受け、第二十条第一項の戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示を受

けた者は、十万円以下の過料に処する。

第五十三条

(略)

第五十四条 前二条の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

第五十五条

(略)

第五十六条 前二条の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

## ●住民基本台帳法の一部を改正する法律の 施行期日を定める政令について●

### ○ 法律の規定

住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第1条において、「この法律は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされているところ。

### ○ 施行期日（予定）

改正法の施行期日については、平成18年11月1日と定めることを予定している。

## ●住民基本台帳法施行令の一部改正について●

### ○ 改正の理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成18年法律第74号。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の改正に伴い、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）の一部を改正することとする。

### ○ 改正の概要

法において、指定都市に対する法の規定の適用関係については、政令の定めるところにより、当該市において、区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなすこととされている。

今般の法改正により、法第11条の規定が全部改正され、第11条の2の規定が新設されたことから、当該規定につき、指定都市に対する適用関係を定め、併せて規定の整備を図るもの。

### ○ 改正事項

従来住民基本台帳の一部の写しの閲覧の根拠規定であった改正前の法第11条の規定の適用については、区を市と、区の区域を市の区域と、区長を市長とみなして適用することとされており、改正後の法第11条及び第11条の2の規定についても、原則として同様とする。

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成18年法律第74号）（以下「法」という。）の施行に伴い、国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧、個人又は法人の申出による閲覧について必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を図る。（以下、点線で囲んだ部分が、今回省令で規定した事項である。）

### （1） 閲覧を請求又は申出するに当たって明らかにしなければならない事項とその手続

#### ○国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

##### （手続）

- ・ 次の事項を明らかにする公文書を提出してしなければならない。（省令第1条第1項）
- ・ 国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示しなければならない。（省令第1条第3項）

##### （事項）

- ・ 国又は地方公共団体の機関の名称（法第11条第2項第1号）
- ・ 請求事由【※請求事由を明らかにすることが困難なものについては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称】（法第11条第2項第2号）
- ・ 閲覧者の職名及び氏名（法第11条第2項第3号）
- ・ 請求に係る住民の範囲（省令第1条第2項第1号）
- ・ 事務の責任者の職名及び氏名（省令第1条第2項第2号）  
【※請求事由を明らかにすることが困難なものについては、
- ・ 請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由（省令第1条第2項第3号）】

#### ○個人又は法人の申出による閲覧

##### （手続）

- ・ 次の事項を明らかにするため市町村長（特別区及び指定都市にあっては、区長）が適当と認める書類を提出してしなければならない。（省令第2条第1項）
- ・ 次に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。（省令第2条第3項）
  - i) 住民基本台帳カード等閲覧者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類。
  - ii) 閲覧者が本人であることを確認するため、市町村長が適当と認める方法により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類。

##### （事項）

- ・申出者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）（法第11条の2第2項第1号）
- ・閲覧事項の利用目的（法第11条の2第2項第2号）
- ・閲覧者の氏名及び住所（法第11条の2第2項第3号）
- ・閲覧事項の管理の方法（法第11条の2第2項第4号）
- ・閲覧事項を取り扱う者の範囲（法第11条の2第2項第5号）
- ・調査研究の成果の取扱い（法第11条の2第2項第6号）
- ・申出に係る住民の範囲（省令第2条第2項第1号）
- ・活動の責任者の氏名及び住所（法人の場合は、当該責任者の役職名及び氏名）（省令第2条第2項第2号）
- ・調査研究の実施体制（省令第2条第2項第3号）
- ・委託の場合、委託者の氏名又は名称及び住所（省令第2条第2項第4号）

## （2）公表することとされている事項

○国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧〔※請求事由を明らかにすることが困難なものを除く。〕

- ・国又は地方公共団体の機関の名称（法第11条第3項）
- ・請求事由の概要（法第11条第3項）
- ・閲覧の年月日（省令第3条第1号）
- ・閲覧に係る住民の範囲（省令第3条第2号）

○個人又は法人の申出による閲覧

- ・申出者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者又は管理人の氏名）（法第11条の2第12項）
- ・利用目的の概要（法第11条の2第12項）
- ・閲覧の年月日（省令第3条第1号）
- ・閲覧に係る住民の範囲（省令第3条第2号）

## （3）施行期日

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成18年法律第74号）の施行の日（平成18年11月1日）と同じ日から施行するものとする。

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断 に関する基準について

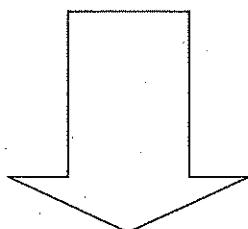
住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成18年法律第74号）第11条の2第1項第1号に規定する「総務大臣が定める基準」を定めるものである。

### 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄）

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十一条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

- 一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施
- 二（略）
- 三（略）
- 2 （以下省略）



○「総務大臣が定める基準」を以下のものとする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあっては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること。
- 二 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあっては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること。
- 三 前二号に掲げるもの以外の調査研究にあっては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。

## 住民基本台帳の一部を改正する法律案審議経過

○3月 7日（火）閣議決定、国会提出（閣法第64号）

○4月14日（金）衆・本会議 趣旨説明・質疑、参・総務委付託

・内藤正光（民）

○4月20日（木）参・総務委 提案理由説明、視察（三鷹市）

○4月25日（火）参・総務委 参考人質疑（2H15）、法案質疑①（4H）

（参考人）

・堀部政男、三木由希子、田下憲雄

（法案質疑）

・景山俊太郎（自）

・椎名一保（自）

・二之湯智（自）

・魚住裕一郎（公）

・蓮舫（民）

・那谷屋正義（民）

・長谷川憲正（国）

・又市征治（社）

○4月27日（木）参・総務委 質疑②（2H）、採決（全会一致）、附帯決議

・内藤正光（民）

・澤雄二（公）

・吉川春子（共）

○4月28日（金）参・本会議 採決（全会一致）

○5月23日（火）衆・総務委付託

○6月 6日（火）衆・総務委 提案理由説明

○6月 7日（水）衆・総務委 視察

○6月 8日（木）衆・総務委 法案質疑（4H20）、採決（全会一致）、附帯決議

・萩生田光一（自）

・山本ともひろ（自）

・富田茂之（公）

・渡辺周（民）

・逢坂誠二（民）

・西村智奈美（民）

・田嶋要（民）

・吉井英勝（民）

・重野安正（社）

○6月 9日（金）衆・本会議 採決（全会一致）

○6月15日（木）法律公布（平成18年法律第74号）